長井市高齢者補聴器購入費助成金交付規程

（趣旨）

第１条　この規程は、身体障害者手帳の交付対象とならない加齢による聴力機能の低下により、日常生活に支障をきたす者が補聴器を購入する際に、予算の範囲内で長井市高齢者補聴器購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、長井市補助金等交付規則（昭和５７年規則第９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において「補聴器」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第２条第４項に規定する医療機器であり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和３６年政令第１１号）別表第１機械器具の項第７３号に該当するものをいう。

（助成対象者）

第３条　助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　補聴器相談医から加齢による難聴のため補聴器の使用が必要であると証明されている者であること。

(2)　補聴器を購入する時点において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている満６５歳以上の者であること。

(3)　市民税非課税世帯に属する者又は均等割のみの課税世帯に属する者であること。

(4)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７６条の規定による補装具費の支給（補聴器に限る。）を受けられない者であること。

(5)　補聴器を初めて購入する者（認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が在籍する店舗での購入に限る。）であること。

(6)　補聴器を購入後、補聴器の調整を半年間継続することに同意した者であること。

（助成金の額）

第４条　助成金の額は、片耳につき１０，０００円を限度とし、補聴器の購入に要する費用が片耳につき１０，０００円に満たない場合は、購入実額とする。ただし、助成金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

２　助成の対象となる費用は、補聴器本体の購入に係る費用のみとし、医師から補聴器に関する意見書を得るための診察料、検査料等の受診費用及び補聴器の修理、保守、附属品等の費用は対象としない。

(助成金交付の申請)

第５条　助成金の交付を受けようとする助成対象者は、長井市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書(様式第１号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　補聴器に関する意見書(様式第２号)

(2)　課税状況確認承諾書（様式第３号）

(3)　意見書の処方により補聴器販売業者が作成した補聴器本体の購入費用額が分かる見積書

（交付決定)

第６条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、長井市高齢者補聴器購入費助成金交付決定(却下)通知書(様式第４号)により、当該申請した者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第７条　前条の規定による交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、補聴器を購入し、交付申請日の属する年度の末日までに、長井市高齢者補聴器購入費助成金交付請求書(様式第５号)に補聴器本体の購入費用額が分かる領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、長井市高齢者補聴器購入費助成金交付確定通知書(様式第６号)により、助成決定者に通知し、助成金を交付するものとする。

(遵守事項)

第８条　助成決定者は、前条の規定による助成金の交付を受け購入した補聴器を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

(助成決定の取消し及び返還)

第９条　市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に助成している助成金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1)　虚偽の申請その他不正な手段により助成を受けたとき。

(2)　この規程の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

(3)　その他市長が助成金の交付を不適当と認めたとき。

（その他）

第１０条　この規程に定めるもののほか、長井市高齢者補聴器購入費助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年　　　月　　　日

長井市長　宛

住　所
氏　名
連絡先

長井市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書

長井市高齢者補聴器購入助成金の交付を受けたいので、長井市高齢者補聴器購入費助成金交付規程第５条の規定により、次のとおり申請します。

氏　　　名		年齢	歳
生 年 月 日	年　　　月　　　日		
住　　　所	長井市		
購 入 店 舗	店 舗 名 店舗住所 連 絡 先		
補　聴　器 の　種　類	製造会社：		
	製 品 名：		
	☐ ポケット型　☐ 耳かけ型　☐ 耳あな型　☐ その他（　　　　）		
見　積　額	円		
購 入 後 の 補聴器調整	補聴器購入後は半年間の補聴器調整を継続することに同意します。 購入者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿		

添付書類

（１）　補聴器に関する意見書（様式第２号）
（医師が証明した日から６か月以内のもの。）

（２）　課税状況確認承諾書（様式第３号）

（３）　意見書の処方により補聴器販売業者が作成した補聴器本体の購入費用額が分かる見積書

様式第２号（第５条関係）

補聴器に関する意見書

フリガナ			
氏　　名			
生年月日	年　　月　　日	年齢	歳
病　　名	加齢性難聴　・　その他（　　　　　）		
日常生活について	日常生活で、以下の質問にあてはまるものに〇をつけてください。 聞こえない（聞こえづらい）ことで生活に支障がある。 ある　・　ない		
聴　　力	右　　ｄＢ　　左　　ｄＢ		
補聴器の要・否	右（要・否）　左（要・否）		

上記の者は、身体障害者手帳交付対象にはならないが、補聴器が必要な状態であることを証明する。

年　　月　　日

医療機関名　：

医　師　名　：

様式第３号（第５条関係）

課税状況確認承諾書

年　　月　　日

長井市長　　　　　　　　宛

住　所
氏　名

事業名	長井市高齢者補聴器購入費助成金交付事業

上記事業申請に際し、市税の課税状況を担当職員が確認することについて同意します。

【担当職員記入欄】

課税状況の確認内容

1　住民税非課税世帯に属する者又は均等割のみ課税世帯に属する者

該当　□　　非該当　□

確認年月日	年　　月　　日
確認担当職員	

様式第４号（第６条関係）

指令長第　　　　号
年　　　月　　　日

様

長井市長

長井市高齢者補聴器購入費助成金交付決定（却下）通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった長井市高齢者補聴器購入費助成金については、下記のとおり決定しましたので、長井市高齢者補聴器購入費助成金交付規程第６条の規定により通知します。

記

１　決定

助成金交付決定額	円

２　却下

理　　　　由	

様式第５号(第７条関係)

年　　　月　　　日

長井市高齢者補聴器購入費助成金交付請求書

長井市長　宛

長井市高齢者補聴器購入費助成金交付規程第７条第１項の規定により、補聴器を購入したので、関係書類を添えて助成金の交付を請求します。

<table>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="9">長井市</td></tr>
<tr><td rowspan="3">購入した
補 聴 器</td><td colspan="9">製造会社：</td></tr>
<tr><td colspan="9">製 品 名：</td></tr>
<tr><td colspan="9">□ ポケット型　□ 耳かけ型　□ 耳あな型　□ その他（　　　　）</td></tr>
<tr><td>購入費用</td><td colspan="9">円</td></tr>
<tr><td>助成申請額</td><td colspan="9">円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">振込口座</td><td rowspan="2">銀行
信用金庫
信用組合</td><td>種目</td><td colspan="7">口座番号</td></tr>
<tr><td>普通預金
当座預金
そ の 他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>口座名義人</td><td colspan="8"></td></tr>
</table>

添付書類

（１）　補聴器本体の購入費用額が分かる領収書の写し

（２）　振込口座の通帳の写し

様式第６号(第７条関係)

第　　　号

年　　　月　　　日

様

長井市長

長井市高齢者補聴器購入費助成金交付確定通知書

　　年　　月　　日付け長井市指令長第　　　号にて交付決定した長井市高齢者補聴器購入費助成金については、下記のとおり交付額が確定しましたので、長井市高齢者補聴器購入費助成金交付規程第７条第２項の規定により通知します。

記

助成金交付確定額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円